

「優生思想の根絶や全ての人の尊厳と権利を保障し、
差別をなくす運動にさらに取り組む」 特別決議

全日本ろうあ連盟は、2021年第9回評議員会で採択された『優生思想を根絶する運動を強化する特別決議』に基づき、大阪府立生野聴覚支援学校児童裁判や旧優生保護法の被害者への支援に取り組んできた。

2021年5月から始まった、大阪府立生野聴覚支援学校児童裁判における公正な判決を求める署名運動では、1年8ヵ月余で全国から115,197筆もの署名が集まった。これは、全国の仲間たちが、「きこえない人は能力が低い」という差別的な考えは絶対に許さない公正な判決を求めたことの証しである。

しかし、2023年2月に、大阪地裁はきこえないことにより、労働能力が制限されることは否定できないと、「逸失利益を労働者全体の平均賃金の85%」とする判決を下した。

また、2018年より取り組んでいる旧優生保護法裁判では、全日本ろうあ連盟は、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会や原告団を設立する等、全国規模の障害当事者団体や支援団体の連帯と協働し、被害者への支援に取り組んでいる。

「旧優生保護法は差別的な思想に基づくもので、極めて非人道的で憲法に違反する」と、全国各地で勝訴判決が相次いだが、国は被害者への謝罪をせず、上訴を続けている。

これらは、社会に優生思想がまだ残っていることの表れであり、いずれも被害者の人権や尊厳を踏みにじる行為である。

障害者権利条約は、障害のある人の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有の促進や保護並びに尊厳の尊重を促進することを掲げている。

2022年9月に、国連障害者権利委員会から日本政府に対して、「障害者が他者と対等であり人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること」と勧告を出している。

すべての人が希望にあふれ、共に暮らせる共生社会を構築するためには、優生思想の根絶や、尊厳と権利が保障された社会の実現に取り組まなければならない。

私たちは、2021年第9回評議員会で採択された特別決議を踏まえ、以下の通り決議する。

1. 大阪府立生野聴覚支援学校児童裁判における逸失利益の算出に障害を理由とした差別をなくすよう、大阪高裁控訴の支援にさらに取り組む
2. 旧優生保護法裁判で、新たに増えつつある原告への支援や、被害者への謝罪及び勝訴に向けて、さらに取り組む
3. まだ、社会に残る優生思想を根絶し、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障し、障害のある人への差別のない共生社会の実現に向け、さらに強く取り組む

以上、決議する。

2023年6月11日
第71回全国ろうあ者大会